

「排尿自立指導料」に関するよくあるご質問

Q	A
<p>① 「排尿自立指導料」は、どの保険医療機関で算定可能でしょうか。</p>	<p>算定可能な施設基準に関しましては、＜通知＞平成28年3月4日保医発0304第2号「特掲診療料の施設基準等及び」その届出に関する手続きの取扱いについて」の「第11の3の3 排尿自立指導料」に記載されている「1 排尿自立指導料の施設基準」をご参照ください。</p>
<p>② 施設基準を満たす看護師対象の研修会について教えてください。</p>	<p>現時点では、以下のいずれかの研修があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本看護協会認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」の研修 ②日本創傷・オストミー・失禁管理学会、日本老年泌尿器科学会、日本排尿機能学会「下部尿路症状の排尿ケア講習会」 ③日本慢性期医療協会「排尿機能回復のための治療とケア講座」 <p>「下部尿路症状の排尿ケア講習会」は、本学会のホームページにて告知いたします。</p> <p>その他につきましては、該当団体へ直接お問い合わせください。</p>
<p>③ 排尿ケアチームの構成員として皮膚・排泄ケア認定看護師以外の認定看護師が参加することは可能ですか。</p>	<p>厚生労働省からの通知(平成28年3月4日保医発0304第2号)によると、皮膚・排泄ケア認定看護師以外の認定看護師の教育は、排尿ケアチームの看護師対象の研修には含まれていません。したがって、排尿ケアチームの構成員となる場合は、別途、対象研修を受けて頂く必要があります。</p> <p>対象研修については、Q2をご確認の上、該当団体にお問い合わせください。</p>
<p>④ 手引きでは、術後患者は「尿道カテーテル留置の絶対的な適応患者」に入っていますが、手術後に尿道カテーテルを抜去したら下部尿路機能障害を発生した場合、排尿自立指導料の対象外となるのでしょうか。</p>	<p>「尿道カテーテル留置の絶対的な適応患者」とは、厳密な尿量計測が必要な場合と、尿による汚染を防ぐために局所管理が必要な場合です。厳密な尿量計測が必要な場合の1つの例に、術後急性期が入ります。</p> <p>手術を受ける患者で、術後急性期の厳密な尿路計測が必要な時期は、「尿道カテーテル留置の絶対的な適応患者」に該当しますが、その時期が過ぎれば、「尿道カテーテル留置の絶対的な適応患者」には該当しませんので、「尿道カテーテル留置の相対的な適応患者」として尿道カテーテルの抜去を行います。カテーテル抜去後に下部尿路機能障害の症状があれば、排尿自立指導料の対象となります。</p>

⑤ 人工膀胱造設者も対象となりますか。	本学会では判断できかねますので、地方厚生局へ直接お問い合わせください。
⑥ 「下部尿路機能障害の症状(尿失禁、尿閉等)を有する患者の抽出」の際、抜去前の下部尿路機能障害の予測はいつごろ行くと良いですか。	尿道カテーテルの留置の管理状況が「2. 相対的な適応」と判断された時点で行います。また、手術等に伴う尿道カテーテル留置であって、抜去日があらかじめ予測される場合には、「2. 相対的な適応」と判断される以前に予測することも可能です。
⑦ 尿道カテーテル留置中にカテーテル抜去後の下部尿路機能障害が予測された患者であって、実際には抜去後に症状が出現しなかった場合は、指導料の算定は可能ですか。	カテーテル抜去後の下部尿路機能障害が予測された時点で、カテーテル抜去に向けて排尿ケアチームによるケアがされ、結果的に下部尿路機能障害の症状が生じなかった場合、ケアが実施された1回については算定可能と考えられます。

2016年8月1日現在